

弁 護 団 声 明

平成21年11月2日、株式会社ロプロ（旧商号株式会社日栄）が、東京地方裁判所へ会社更生手続開始申立を行った。負債総額は218億円とのことである。本年3月に株式会社SFCGに対して破産手続開始決定がなされたが、それに続く商工ローン業者の倒産であるが、これは利息制限法に違反する高利貸金業者をもはや社会が容認していないことの証左である。

ところで、商工ローン業者による取立被害等が平成11年に社会問題化したことから、出資法の上限金利の引き下げや、貸金業法の取立規制の強化等がなされてきた。

それにもかかわらず、これまで株式会社ロプロは、利息制限法を超える違法な金利の徴収や、貸付の担保として約束手形を徴求する商法を改めることなく、中小零細事業者と保証人を苦しめ続けてきた。

そのため、当弁護士団においては、これまで過払金の任意の返還、本来支払の決済手段たる約束手形を貸付の担保として徴求することの取り止め等を申し入れてきた。また、過払金の支払を命じる判決が出されても、株式会社ロプロが任意の支払に応じないばかりか、裁判上の和解で取り決めがなされた和解金の支払も滞るような事態が生じたことを踏まえ、本年3月10日には、借主が株式会社ロプロへ交付した約束手形や小切手を任意に返還するよう申入れも行った。

しかし、株式会社ロプロは、約束手形や小切手を担保とした利息制限法違反の高利貸付を止めることなく、本日、過払金返還義務の圧縮を目的としているとしか考えられない会社更生手続開始申立を行った。

我々は、このような状況下においてなされた同申立について、

1 東京地方裁判所においては、

- ① 会社更生法41条1項3号に規定する「事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき」に該当するか否か、会社更生手続の開始決定においては、慎重な判断をされたい。とりわけ、株式会社ロプロが従前おこなっていたような利息制限法違反の貸付を前提とした事業継続は想定できないことを前提として、上記要件が開始前会社に認められるかを慎重に判断されたい。
- ② 仮に開始前会社につき、更生手続の開始決定を行う場合であっても、本件は、直ちに管財人を選任せずに従前の取締役が、事業継続を行うのであるとすれば、申立代理人は当然として、監督委員も、利息制限法の遵守を旨とし、全貸付債権について利息制限法法定金利を超える制限超過部分について直ちに元本充当計算を

実施させ、法的支払義務のある債権のみの回収を厳守させられたい。

- ③ また、開始前会社が創業者一族に対し、違法な配当や財産の隠匿がないかについて、厳正に調査されたい。
- ④ 一般更生債権者の手続参加について、利息制限法の法定金利を超える制限超過利息について元本充当計算を行った結果、過払金返還債務が存在することが明らかになった場合には、一般更生債権者として債権届出手続が確保されるよう、これら債権者への債権届出用紙の送付は当然として、情報提供を厳密にされたい。
- ⑤ 前項の一般更生債権者の手続参加の観点から、開始決定と同時にあるいは開始決定後速やかに、会社更生法122条による代理委員選任や職権による代理委員選任(同123条)を行われたい。

- 2 中小企業庁においては、株式会社ロプロが会社更生手続開始申立を行ったことに鑑み、同社から借入れを行っている中小事業者等の救済を目的とした相談窓口の設置と緊急融資制度の利用促進を進められたい。

2009年11月4日

日栄・商工ファンド対策全国弁護士
団 長 弁 護 士 木 村 達 也

(連絡先)

〒604-8166
京都市中京区三条通烏丸西入ル
烏丸ビル6階
ブライト法律事務所
日栄・商工ファンド対策全国弁護士
事務局長 弁護士 牧野 聡